

## ○家畜人工授精師養成講習会規程

昭和62年4月7日  
島根県告示第500号

家畜人工授精師養成講習会規程を次のように定める。

## 家畜人工授精師養成講習会規程

(趣旨)

第1条 家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号。以下「法」という。)第16条第2項に規定する家畜人工授精に関する講習会及び家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会(以下「講習会」という。)の実施については、法及び家畜改良増殖法施行規則(昭和25年農林省令第96号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(平6告示415・一部改正)

(講習会の種類)

第2条 講習会は、家畜(牛、馬、めん羊、山羊及び豚に限る。)の種類別に次に掲げる講習会に区分して行うものとする。

- (1) 家畜人工授精に関する講習会
- (2) 家畜体内受精卵移植に関する講習会

(平6告示415・平12告示308・一部改正)

(講習会の開催)

第3条 講習会は、必要に応じて開催する。

2 講習会の開催期日、開催場所、受講定員その他講習会に関し必要な事項は、その都度公告する。

(平18告示1131・旧第4条繰上・一部改正、令2告示583・一部改正)

(受講資格)

第4条 講習会を受講しようとする者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する高等学校を卒業した者又は知事がこれと同等以上の学力を有すると認める者
- (2) 家畜保健衛生所長が適当と認めて推薦した者

(平18告示1131・旧第5条繰上・一部改正、平25告示186・一部改正)

(受講手続)

第5条 講習会を受講しようとする者は、家畜人工授精師養成講習会受講願書(様式第1号)を知事に提出しなければならない。

(平18告示1131・旧第6条繰上)

(受講及び修業試験の免除の手続)

第6条 省令第24条の2の規定により受講及び修業試験を免除される科目のある受講者は、科目取得証明書(様式第2号)又は家畜人工授精師免許証の写し若しくは家畜人工授精に関する講習会の修業試験に合格していることを証する書面を知事に提出しなければならない。

(平18告示1131・旧第7条繰上)

(受講の停止)

第7条 知事は、講習会の受講者が次の各号のいずれかに該当するときは、その受講者に対し、その受講を停止することができる。

- (1) 講習会の秩序を乱し、その他受講者としてふさわしくない行為を行ったとき。
- (2) 講習期間中において、省令第24条第2項又は第3項に規定する受講時間に達する見込みがないと認められるとき。

(平18告示1131・旧第8条繰上)

(修業試験の実施)

第8条 修業試験は、講習の終了の都度実施する。

(平18告示1131・旧第9条繰上)

(試験委員)

第9条 修業試験に関する事務を処理させるため、農林水産部に家畜人工授精師養成講習会修業試験委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会は、委員長及び委員若干名をもって構成する。
- 3 委員長は、農林水産部畜産課長をもって充てる。
- 4 委員は、県職員のうちから委員長が任命する。
- 5 委員長は、試験に関する一切の事務を総理する。

(平6告示415・平17告示295・一部改正、平18告示1131・旧第10条繰上・一部改正、平22告示244・平27告示236・令2告示583・令5告示260・一部改正)

(修業試験の停止等)

第10条 知事は、不正な手段により修業試験を受け、又は受けようとした者に対しその受験を停止し、又は合格の決定を取り消すことができる。

(平18告示1131・旧第11条繰上、令2告示583・一部改正)

(合格者の決定等)

第11条 知事は、委員会の報告に基づいて修業試験の合格者を決定する。

2 知事は、修業試験に合格した者に対し、修業試験合格証(様式第3号。次条において「合格証」という。)を交付する。

(平18告示1131・旧第12条繰上・一部改正、令2告示583・一部改正)

(修業試験合格証の書換交付等)

第12条 前条第2項の規定により合格証の交付を受けた者は、次の各号に掲げる場合は、修業試験合格証書換交付(再交付)申請書(様式第4号)に、当該各号に定める書類を添えて知事に合格証の書換交付又は再交付を申請することができる。

(1) 合格証の記載事項に変更を生じたとき 合格証及び変更の事実を証する書類

(2) 合格証を汚損し、又は失ったとき 汚損した合格証(汚損の場合に限る。)

2 前項の規定により合格証の再交付を受けた後、失った合格証を発見したときは、速やかに知事にその合格証を返納しなければならない。

(令2告示583・追加)

(手数料の納付)

第13条 講習会を受講しようとする者は、島根県手数料条例(平成12年島根県条例第5号)に定めるところにより、手数料を納付しなければならない。

(平12告示308・一部改正、平18告示1131・旧第13条繰上、令2告示583・旧第12条繰下)

附 則

この告示は、昭和62年4月7日から施行する。

附 則(平成6年告示第415号)

この告示は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成12年告示第308号)

この告示は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成17年告示第295号)

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年告示第1131号)

この告示は、平成18年12月22日から施行する。

附 則(平成22年告示第244号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成25年告示第186号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成27年告示第236号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(令和2年告示第583号)

この告示は、令和2年10月1日から施行する。

附 則(令和3年告示第691号)

この告示は、令和3年11月24日から施行する。

附 則(令和5年告示第260号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

(平6告示415・平12告示308・平18告示1131・平25告示186・令3告示691・令5告示260・一部改正)

## 様式第1号(第5条関係)

| 家畜人工授精師養成講習会受講願書   |               |                                       |              |    | 年 | 月  | 日   |
|--|---------------|---------------------------------------|--------------|----|---|----|-----|
| 島根県知事 様  |               |                                       |              |    |   |    |     |
| 家畜人工授精師養成講習会を次により受講したいので、出願します。                                    |               |                                       |              |    |   |    |     |
| (写真貼り付け欄)<br><br>(縦5センチメートル、横4センチメートルで正面、上半身、無帽、無背景の写真を貼り付けること。)   | 出<br>願<br>人   | ふりがな                                  |              |    |   |    |     |
|  |               | 氏名                                    |              |    |   |    |     |
|  |               | 生年月日                                  | 年            | 月  | 日 | 性別 | 男・女 |
|  |               | 住所                                    |              |    |   |    |     |
|  |               | 電話番号                                  |              |    |   |    |     |
| 学<br><br><br><br>歴   | 学校その他の教育機関の名称 | 修学期間                                  | 専攻科目<br>(学科) | 備考 |   |    |     |
|  |               | 自 年 月 日<br>至 年 月 日                    |              |    |   |    |     |
|  |               | 自 年 月 日<br>至 年 月 日                    |              |    |   |    |     |
|  |               | 自 年 月 日<br>至 年 月 日                    |              |    |   |    |     |
| 出<br>願<br>に<br>係<br>る<br>講<br>習<br>会                               | 家畜の種類         | 牛 ・ 馬 ・ めん羊 ・ 山羊 ・ 豚                  |              |    |   |    |     |
|  | 講習会の種類        | 1 家畜人工授精に関する講習会<br>2 家畜体内受精卵移植に関する講習会 |              |    |   |    |     |
| 島根県収入証紙貼り付け欄<br>(消印しないこと。)   |               |                                       |              |    |   |    |     |
| (注) 1 該当する箇所の番号又は字句を○で囲むこと。<br>2 学歴中の「備考」欄には、卒業、中退又は卒業見込の別を記載すること。 |               |                                       |              |    |   |    |     |

## 様式第2号(第6条関係)

(令3告示691・令5告示260・一部改正)

## 様式第2号(第6条関係)

| 科目取得証明書      |                |        |    |
|--------------|----------------|--------|----|
| 住所           |                |        |    |
| 氏名           |                |        |    |
| 大学等で履習した学科目名 | 修めた単位<br>又は時間数 | 修めた年月日 | 備考 |
|              |                |        |    |

頭書の者は、上記のとおり、学科目を履習し、所要の単位(時間)を修めたことを証明する。

年 月 日

長

住所  
氏名

## 記載上の注意

証明する者は、学校教育法に基づく大学で総合大学にあつては学部長、同法に基づく大学で単科大学にあつては学長又は学校長、都道府県立農業講習所その他これに準ずる講習施設等にあつては所長又は施設長、農業者大学校等にあつては学校長又は学園長とする。

## 様式第3号(第11条関係)

(平18告示1131・令2告示583・一部改正)

様式第3号(第11条関係)

|  |         |        |
|--|---------|--------|
| 第  | 号       |        |
| 修 業 試 験 合 格 証                              |         |        |
|  | 住 所     |        |
|  | 氏 名     |        |
|  |         | 年 月 日生 |
| 講習会の開催者の名称                                 | 県       |        |
| 講習会の開催者の住所                                 |         |        |
| 講習会の開催場所                                   |         |        |
| 講習会の開催期日                                   |         |        |
|  | 年 月 日から |        |
|  | 年 月 日まで |        |
| 家 畜 の 種 類                                  |         |        |
| 講 習 会 の 種 類                                |         |        |
| 家畜改良増殖法第16条第2項に規定する上記の講習会の修業試験に合格したことを証する。 |         |        |
|  | 年 月 日   |        |
|  | 島根県知事   | 印      |

様式第4号(第12条関係)

(令2告示583・追加、令3告示691・一部改正)

様式第4号(第12条関係)

年 月 日

島根県知事

様

住 所

氏 名

電話番号

生年月日

年 月 日 性別( )

## 修業試験合格証書換交付(再交付)申請書

次のとおり、合格証の書換交付(再交付)を申請します。

|                |                                       |
|----------------|---------------------------------------|
| 合格証の番号         | 第 号                                   |
| 合格年月日          | 年 月 日                                 |
| 家畜の種類          | 牛・馬・めん羊・山羊・豚                          |
| 講習会の種類         | 1 家畜人工授精に関する講習会<br>2 家畜体内受精卵移植に関する講習会 |
| 書換交付(再交付)申請の理由 |                                       |
| その他            |                                       |

注1 申請の理由欄には、姓の変更、汚損、亡失等の理由を記入すること。

2 添付書類

姓の変更にあつては、戸籍記載事項証明書

汚損にあつては、汚損した合格証

3 姓の変更にあつては、旧姓併記の希望の有無をその他欄に記入すること。